



大日方 信春

熊本大学法学部新入学生の皆さん、このたびはご入学おめでとうございます。私ども法学部一同、皆さんの学業のますますのご発展を期待しています。

さて、熊本大学での研究教育活動は原則として授業料と国からの交付金によって賄われますが、これのみで十分な活動を行うことはできず、より質の高い教育サービスと学習環境整備のため、法学部に所属する教員と学生とが会費を負担しあって運営しております研究教育振興会が重要な役割を担っています。つきましては、本会の趣旨についてご理解を賜り、会費として所定の金額を期限までに納付していただきたいお願い申し上げます。

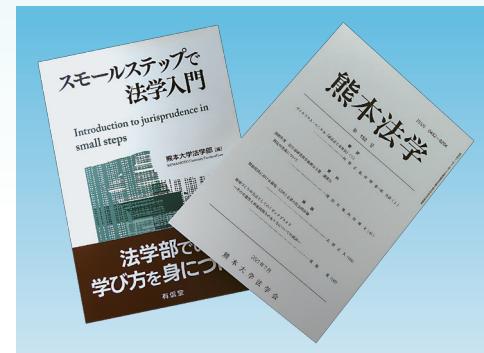
本会が主催、援助した主な事業を紹介します。



研究・学習用資料の整備



コピー機の設置



スマールステップ・熊本法学の発刊



スマホやタブレット端末に対応

移動時間やちょっとしたスキマ時間でも効率よく学習できます！

日弁連・商事法務が主催する
法学検定試験受験料補助

その他、就職活動に関するサポート事業や、ゼミ合宿への補助など、幅広い事業を行い、学生生活の充実を図ります。

会費の納付について

会 費 | 法学部一般学生 36,000円 (4年分・一括払)

会 費 | 法学部2年次転部学生 27,000円 (3年分・一括払)

会 費 | 法学部3年次編入生 18,000円 (2年分・一括払)

納付方法 | 振替振込 (振替番号 01990-1-2761)

納付期限 | 2026年 5月29日(金)まで

参考資料 熊本大学法学部研究教育振興会 学生向け助成一覧（2025年度）

1. 全体補助

- (1) 法学部行事実行委員会（法学部公認団体）による各種イベントへの実施（体育大会、ゼミ説明会、卒業生送別会等）
- (2) 授業準備室の運用（パソコン・プリンターの設置、印刷用紙等の消耗品）
- (3) 法学部図書室内学生用コピー機の運用（リース代、印刷用紙等の消耗品）
- (4) 法曹プログラム答案練習（弁護士による）の実施
- (5) 特別授業・シンポジウムの実施
- (6) 学術雑誌『熊本法学』（年3冊）の配布（希望者）



(1)に関係する
4月18日に開催された
新入生歓迎運動会の様子



(5)に関係する
6月14日に開催された
シンポジウムの様子

2. 個別補助

- (1) 成績優秀者表彰：毎年度、各学年の成績上位者3名を表彰
- (2) 最多単位、優秀卒論表彰（卒業対象者のみ）
- (3) 法学検定補助（半額補助）：年1回

熊本大学法学部は、法学検定にて全国表彰されています！

2024年度 スタンダードコース全国3位

2023年度 ベーシックコース全国1位

スタンダードコース全国2位

※合格者については、期限内に本人が法学部事務に申請した場合、卒業単位に算入されます。

- (4) 英語検定補助（半額補助）：年1回

- ・TOEIC (L&R) 受験補助

※730点以上を修めた会員にはプラス補助

- ・TOEIC (L&R) 以外で CEFR(B2 レベル)を修めた学生にも受験料補助を行っています。

- (5) 公務員試験学習ツール無料：会員は全額補助

- (6) ゼミ合宿補助（年1回）

学外研修活動への補助。他大学との合同ゼミや学外施設での研修、バス代等の補助。

- (7) ゼミ論文集刊行への補助（年1回）



(3)に関係する
2024年度法学検定について



(3)に関係する
2023年度法学検定について

熊本大学法学部研究教育振興会会則

(名称)

第1条 本会は、熊本大学法学部研究教育振興会と称する。

(事業所)

第2条 本会の事務所は、熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 熊本大学法学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、熊本大学法学部（以下、「法学部」という。）における学術研究および教育活動の促進をはかり、もって法学部の充実、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 就職開拓および就職指導のための財政援助
- (2) 資格試験のための支援及び財政援助
- (3) 学部行事・情報教育・文献利用への財政援助
- (4) 特別講義・特別講演・公開シンポジウムの開催
- (5) 学術交流の実施
- (6) 学術雑誌『熊本法学』・『法学部人文社会論集』・『法学会叢書』出版への支援
- (7) その他、本会が必要と認める事業

(事業部)

第5条 本会に、第4条の規定する各事業のうちその重要性および規模によってこれを実施するため基金を置くことができる。基金については別に定める。

(会員)

第6条 本会は、以下の者をもって構成する。

- (1) 法学部教授会に所属している専任教員
- (2) 法学部の学生

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 本学法学部長をもって充てる。
- (2) 理事 若干名（うち、1名を常任理事とする）
評議員会の互選により選出し、任期は2年とする。
常任理事は、評議員の互選による。
- (3) 評議員
会則第6条に規定する会員のうち、2号会員を除く者をもって充てる。
- (4) 監事 2名

(機関)

第8条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 会長 会長は、本会を代表し、理事会および評議員会を主宰する。
- (2) 理事会 理事会は、評議員会の権限に属する事項を除き、本会の運営にあたる。
- (3) 評議員会 評議員会は、会則の改正、会費の決定、予算の決定および決算の承認を行う。
- (4) 監事 監事は、会計を監査する。

(議事)

第9条 理事会および評議員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(会費)

第10条 会員は、所定の会費を納めることを要する。会費については、評議員会が別にこれを定める。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

第12条 会計報告は、年度ごとに行う。

(帳簿、書類)

第13条 本会に次の帳簿、書類を備える。

- (1) 会則
- (2) 会計簿
- (3) 諸記録

附則 この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

●会費納入のお願い

- 会費は36,000円です。
- 郵便局備え付けの払込取扱票によるお振込み、または銀行ATMやインターネットバンキング等にて下記口座までお振込みください。

研究教育振興会振替口座情報（ゆうちょ銀行）

【店名】一九九（読み イチキュウキュウ）
【店番】199 【預金種目】当座 【口座番号】 0002761
【口座名義】熊本大学法学部研究教育振興会
【記号番号】01990-1-2761

- 通信欄や振込人情報にて【学部、入学者氏名】の2点を必ずお知らせください。
- 領収書は、振込明細、払込取扱票の受領証をもって代えさせていただきます。
- 恐れ入りますが、振込手数料は各自ご負担ください。ゆうちょダイレクトからの送金は、振込手数料が無料となります（但し月5回まで）。

▼ 払込取扱票記入例

00		払込取扱票										00	
00		口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。										振替払込請求書兼受領証	
00		口座記号		口座番号（右詰めで記入）		金額		千 百 十 万 千 百 十 円		00			
00		01990-1		2761		36000				01990-1			
各票の※印欄は、ご依頼人においてご記入ください。		加入者名		料金		備考		2761		記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。			
通信欄		学部 法学部								おなまえ			
ご依頼人		氏名 熊大 太郎								860-0862			
おなまえ		電話番号 860-0862								熊本中央区黒髪2丁目○○-△△			
おなまえ		熊本市中央区黒髪2丁目○○-△△				日 附				○○-△△			
おなまえ		(ご連絡先電話番号 - - -)				印				熊大 太郎 様			
おなまえ		ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。								(消費税込み) 日 附 印			
おなまえ										料金 円			
おなまえ										備考			

【問い合わせ先】

〒860-8555 熊本中央区黒髪2丁目40番1号
熊本大学法学部研究教育振興会事務局
(電話・FAX) 096-342-2459
(email) shinkoukai@gpo.kumamoto-u.ac.jp

この受領証は、大切に保管してください。